

# 野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）に対する意見募集の結果について

平成22年11月15日 公表

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

## 1 政策等の題名

野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）

## 2 意見の募集期間

平成22年7月2日（金）から平成22年8月2日（月）まで

## 3 意見の募集結果

提出者数・意見数	8人	42件
提出方法	直接持参	2人 13件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	6人 29件
政策等に反映した意見		24件

## 4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
2	住民投票に付することができる重要事項		
1 5	住民投票に付することができる重要事項から、新清掃工場建設問題のような特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項は、除外すべきである。 (同意見 4件)	住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が専ら特定の地域に限られるような事項、例えば、通学区域の問題が、専ら特定の区域に居住する市民の利便性や教育環境の問題に限られるような場合は除外すべきと考えます。このため、住民投票の対象となる重要事項とはならない事項に、次の事項を加えます。 <u>専ら特定の地域に関する事項</u>	修正有り
6	箇条書きの方が分かりやすいので、次のように、住民投票に付することができる重要事項を修正。 住民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除	また、重要事項の定義について、箇条書きの方が分かりやすい	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、住民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。</p> <p>(1) 市の存立の基礎的条件に関する事項</p> <p>(2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項</p> <p>(3) 前項に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項</p> <p>2 前各号の規定にかかわらず、住民投票は、専ら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。</p>	<p>とのご意見ですが、『現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性がある事項』とすることで、簡潔かつ理解しやすい表現になっていると考えます。</p> <p>なお、基本方針（素案）の考え方には、その性格上、住民投票の対象事業として馴染まない事項を明記しております。</p>	
7	<p>「対象事業を限定せず」としているが、住民投票の対象事項となじまない事項もある。「対象事項を限定せず」には反対である。例えば、「焼却場の建設」等は、この条例にはふさわしくない。</p>		修正無し
3 投票資格者			
8	<p>投票資格者を「18歳以上の住民（外国人登録を含む）」に修正</p>	<p>日本国憲法の改正手続に関する法律は、公職選挙法、民法等の改正を前提として18歳以上の参加としているが、当該法の施行（平成22年5月18日）後もこれらの法規は改正されていない状況であり、この点については、慎重に取り扱うべきと考えますので、素案のままとします。</p>	修正無し
4 住民投票の請求等			
(1) 市民（請求代表者）			
9	<p>8分の1以上が妥当な数か検討を要する。</p>	<p>署名要件を低く設定すると、制度の濫用の危険があるとともに、</p>	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
10	「投票資格者総数の10分の1から20分の1以上の範囲」に修正	市民全体の関心が低いため、投票率が低くなることが懸念されますので、市議会議員選挙の投票率が50%を下回る状況では、住民投票の実施には、一定の署名要件を設ける必要があると考えますが、「8分の1以上」では高すぎるとのご意見もありますので、「10分の1以上」とし、同時に署名収集に必要な期間を確保するため、署名運動期間を3か月とするよう次のおり修正します。 修正後 請求代表者は、投票資格者総数の10分の1以上の署名を集めた上で、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。この場合、市長は、3か月の署名運動期間を設けなければならない。	修正有り
11	「投票資格者総数の12分の1以上」に修正		修正有り
12	「投票資格者総数の13分の1以上」に修正		修正有り
13	「投票資格者総数の15分の1から20分の1以上の範囲」に修正		修正有り
4 住民投票の請求等			
(2) 議会			
14	「議員定数の4分の1以上の者の賛成を得て提案」に修正	住民投票は、市民、議会、市長が住民自治推進のため、直接、市民の意思を確認する必要がある場合の制度であり、この点において3者は対等でなければならないと考えます。なお、市長及び議員には、条例提案権がありますが、その意味では、市民にも地方自治法に基づく条例制定請求権が認められております。また、市長提案における議会の同意についても、3者が対等という観点から適当でないと考えます。 議会請求の条件については、最終的には、出席議員の過半数の賛成が必要であることから、提案の条件を地方自治法の議案提出権	修正無し
15	(同意見 1件)		修正無し
16	議会の請求権は必要ない。		修正無し
17	(同意見 1件)		修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		より厳しくする必要はないと考えます。 したがって、素案のままとします。	
4 住民投票の請求等 (3) 市長			
18 、 20	市議会の同意を義務付ける。 (同意見 2件)	意見NO.14～17の市の考え方と同じ。	修正無し
21 、 23	市長の提案は必要ない。 (同意見 2件)	意見NO.14～17の市の考え方と同じ。	修正無し
8 住民投票の期日			
24	住民投票は緊急性の高い重要事項である故、直近の選挙にあわせるなど考えるほど軽いものではない。「告示日より起算して90日に実施する。」を原則とし、「直近の選挙に合わせて実施できる。」と修正	基本方針(素案)では、投票期日の期限を設けていませんので、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 修正後 (1)市長は、住民投票実施の決定をしたときは、速やかに住民投票実施の告示をし、その日から起算して30日を経過した日から180日を経過した日までの間の最初の選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。 (2)ただし、市長は、前項に規定する期間内に選挙の期日がないとき又は住民投票に付する事項について、緊急性などの事由があるときは、住民投票を単独で実施できることとする。	修正有り
25	ハードルの高い住民投票が決定するということは、緊急性があり、重大なことであるので、直近の選挙の期日に合わせるのはいくつか。日数が経つと住民の関心も弱くなり好ましくない。市長は、住民投票の実施を決定したときは、速やかにその旨を告示し、その日から90日を越えない範囲において投票期日を定め、実施しなければならないと修正		修正有り
26	原則的に財政負担を理由として、いわゆる抱き合わせ選挙としてはならない。実際には試案(3,800万円：前回市長選)の数割減になると思われる。しかし、	住民投票を単独で実施することによる経費増を理解する市民もいると考えますが、事案について関心が薄い市民にとっては、経費が節減できる場合は、節減すべ	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	たとえ試案のとおりだとしても、投票資格者一人当たり300円程度となり、市民生活に多大な影響を及ぼすことに対する“意思表明料”は決して高額ではない。「市長は住民投票実施の告示日から60日以内に投票期日を定める。但し、60日以内に選挙がある場合は投票期日を合わせることができる。」とし、「(2)の緊急性などの事由があるときは、住民投票を単独で実施できることとする。」は不要	きと考える市民もいると思われます。厳しい財政状況の中では、少しでも節減に努めるべきと考えます。 基本方針(素案)では、投票の期日の期限を設けていませんので、ご意見を踏まえ、意見NO.24、25の市の考え方のとおり、修正します。	
9	情報の提供		
27	当たり前すぎる表現に留まっ ていて、上辺だけのアクセサリ 表現でしかない。目覚めている市 民が本当に求めているのは、具体 性のある内容であるから、例え ば、新清掃工場建設地問題などで 「必要な情報」の中身を、「中立 性を保持」の具体的な取組を例示 すべき。	ご意見を踏まえ、次のとおり修 正します。 修正後 (1)市長は、投票資格者の投票の判 断に資するため、付議事項に係 る市が有する情報を整理した 資料を一般の閲覧に供するほ か、 <u>市民が政策案を理解するた めに求める必要な情報の提供 を行うものとする。</u>	修正有り
28	「市民が政策案を理解するた めに求める資料」は市民が判断す るに当たり必要不可欠な資料で ある。これを必ず盛り込むことを 求める。	(2)市長は、(1)の情報の提供に当 たっては、 <u>選挙管理委員会に委 任するなど中立性を保持しな ければならない。</u>	修正有り
29	住民が判断する上での情報提 供はきわめて重要であって、投票 行動はこれにかかるとも言える。 具体的な情報提供の方法の条例 は必須である。住民投票の対象課 題によって情報提供の手法は一 律ではないと考えられるため、 「(3)関係する情報提供につい てはその都度議会承認の上、時 限条例： 住民投票に関する情報提	市民が政策案を理解するた めに求める必要な情報を迅速かつ 的確に提供していくことが重要 と考えております。 したがいまして、時限条例の制 定は考えておりませんので、素 案のままとします。	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	供細則（仮称）を制定する」を追加		
1 0 住民投票運動と罰則			
30	住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等、投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。	禁止行為を規定する以上、罰則規定を置くことは当然と考えますが、禁止行為のうち、戸別訪問については、「署名運動以外の住民投票運動における戸別訪問」を禁止する趣旨ですので、これを明確にします。また、罰則規定のうち、戸別訪問については、検察との協議の結果、消極に解することとしたので、戸別訪問は禁止行為のみとします。さらに住民投票運動は、原則自由と考え方に記していますので、基本方針(素案)にも追記し、次のとおり修正します。 修正後 (1)住民投票運動は、自由とする。 ただし、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉される買収、脅迫その他不正の行為及び署名運動以外の住民投票運動における戸別訪問は禁止する。 (2)前項の禁止事項に反した場合に対し、罰則規定を置くこととする。(戸別訪問は除く。)	修正有り
31	戸別訪問禁止を削除する。		修正有り
32	罰則規定を設けることは厳しすぎ。		修正有り
35	(同意見 3件)		
1 1 投票の成立要件			
36	「投票数のうち、賛否のいずれか過半数の結果が投票資格者の5分の1以上をもって成立する。」に修正 (同意見 2件)	成立要件の設定は、ボイコット運動を誘発することが懸念されるとともに、市議会議員選挙の投票率が50%を下回る状況においては、成立要件を設けることは適当でないと考えております。 なお、署名要件を一定の水準に	修正無し
38			修正無し
39	「投票率による成立要件は40%とする。」に修正		修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
40	過去の投票率データを参考に現実性のある範囲で要件を設定すべき	設定することにより、投票率の向上につながると考えます。 したがいまして、素案のままとします。	修正無し
1 2 投票結果の尊重			
41 42	「住民投票において、一の事案について投票した者の賛否のいずれか過半数の結果が、投票資格者総数の5分の1以上に達したときは、市長、議会及び市民は、成立した住民投票の結果を尊重しなければならない。」に修正 (同意見 1件)	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。なお、「過半数の結果が、投票資格者の5分の1以上に達したとき」とのご意見につきましては、成立要件の設定は、ボイコット運動を誘発することが懸念されるとともに、市議会議員選挙の投票率が50%を下回る状況においては、成立要件を設けることは適当でないと考えております。 また、投票結果の尊重につきましても、同様に適当でないと考えます。 修正後 議会及び市長は、 <u>住民投票の結果、有効投票数の過半数をもって示された市民の意思を尊重しなければならない。</u>	修正有り